

## 居宅療養管理指導重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅療養管理指導サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 事業者名称                 | 医療法人 成美会                                   |
| 代表者氏名                 | 理事長 鈴江 仁志                                  |
| 本社所在地<br>(連絡先及び電話番号等) | 徳島県徳島市佐古8番町4-22<br>☎ 088-652-3121 (代) 鈴江病院 |
| 法人設立年月日               | 昭和32年5月2日                                  |

### 2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

|                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| 事業所名称           | 鈴江病院                        |
| 介護保険指定<br>事業所番号 | 3610123568                  |
| 事業所所在地          | 徳島県徳島市佐古8番町4-22             |
| 連絡先<br>相談担当者名   | ☎ 088-652-3121<br>担当 鈴江 由利子 |

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

|       |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | 要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけ医が管理指導の必要を認めた高齢者に対し適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。  |
| 運営の方針 | ① 心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師による医学管理や管理栄養士による栄養管理を実施する。<br>② 市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他のサービス提供者と密接な連携に努める。 |

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

|      |                          |
|------|--------------------------|
| 営業日  | 月曜日から土曜日 但し国民の祝日、年末年始を除く |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後6時30分         |

#### (4) サービス提供可能な日と時間帯

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| サービス提供日  | 月曜日から土曜日 但し国民の祝日、年末年始を除く |
| サービス提供時間 | 午前8時30分から午後6時30分         |

#### (5) 事業所の職員体制

|     |         |
|-----|---------|
| 管理者 | 医師 鈴江仁志 |
|-----|---------|

①病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

| 職                | 職務内容  | 人員数                      |
|------------------|---|--------------------------|
| 医師又は歯科医師         | <p>1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理（歯科医学的管理）に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。</p> <p>2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。</p> <p>3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。</p>  | <p>常勤3名</p> <p>非常勤2名</p> |
| 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 | <p>1 薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行います。利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切にサービスの提供を行います。</p> <p>管理栄養士は、医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、患者又は家族に、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、助言を行います。</p> <p>歯科衛生士は、歯科医師の指示に基づき、管理指導計画を作成し、利用者に療養上必要な実施指導を行います。</p> <p>2 作成した計画を利用者、家族に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者、家族に対して文書等で提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告します。</p> <p>3 概ね3月を目途として、当該計画の見直しを行います。</p> | <p>常勤1名</p> <p>非常勤0名</p> |

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

| サービス区分と種類 | サービスの内容  |
|-----------|--|
| 居宅療養管理指導  | 要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。 |

(2) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険（1割負担）を適用する場合）について

| 区分            | サービス提供者                            | 利用料         | 利用者負担額     |
|---------------|------------------------------------|-------------|------------|
| 医師による居宅療養管理指導 | 医師が行う場合<br>*月2回まで<br>単一建物居住者が1人の場合 | 1回<br>3030円 | 1回<br>303円 |
|               | 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合                | 1回<br>2910円 | 1回<br>291円 |
|               | 上記以外の場合                            | 1回<br>2640円 | 1回<br>264円 |

|                            |                                       |             |            |
|----------------------------|---------------------------------------|-------------|------------|
| 管理栄養士が在宅の利用者に対して行う居宅療養管理指導 | 管理栄養士が行う場合<br>*月2回まで<br>単一建物居住者が1人の場合 | 1回<br>5540円 | 1回<br>554円 |
|                            | 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合                   | 1回<br>4950円 | 1回<br>495円 |
|                            | 上記以外の場合                               | 1回<br>4510円 | 1回<br>451円 |

#### 4 その他の費用について

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| ① 交通費 | 居宅療養管理指導に要した交通費を請求することがあります。 |
|-------|------------------------------|

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

|  |  |
|--|--|
| ① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等 | <p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてお届け（郵送）します。</p> |
|--|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p> | <p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。<br/> (ア) 事業者指定口座への振り込み<br/> (イ) 利用者指定口座からの自動振替<br/> (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p> |
|--|---|

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から15日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

|  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| <p>利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。</p> | <p>☎ 088-652-3121<br/> 担当 鈴江 由利子</p> |
|--|--------------------------------------|

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師等の指示に基づき策定する「薬学的管理指導計画」、「栄養ケア計画」、「管理指導計画」に基づき、実施します。

上記計画については、訪問後、必要に応じ計画の見直しを行います。「薬学的管理指導計画」については少なくとも月に1回、「栄養ケア計画」、「管理指導計画」については概ね3月を目途に見直しを行います。

- (4) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないませんが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないま

す。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 介護相談員を受入れます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 10 秘密の保持と個人情報の保護について

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p> | <ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の</li></ol> |
|---------------------------------|---|

|               |  |
|---------------|--|
|               | 内容とします。  |
| ② 個人情報の保護について | <p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p> |

## 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

|       |                |
|-------|----------------|
| 保険会社名 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| 保険名   | 事業活動包括保険       |

## 12 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 13 サービス提供の記録

① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。

その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 14 衛生管理、感染症対策の強化に関する事項

- ・ 感染症の予防及び蔓延防止のため次の措置を講じる。
- ① 従業員の健康状態について必要な管理を行い、衛生管理を徹底する。
- ② 感染症の予防及び蔓延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的に開催する。
- ③ 実際に感染症が発生した場合を想定した訓練を定期的に行う。
- ④ 事業所内の役割分担を明確にするため感染症対策担当者を設置する。
- ⑤ 感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するための研修を定期的に開催するとともに感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催する。

#### 15 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者 に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開 を図るための計画（業務継続計画）を策定し、 当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 16 サービス提供に関する相談、苦情について

##### 苦情申立の窓口

|  |  |
|--|--|
| 【事業者の窓口】<br>鈴江病院受付(1階)<br>担当 鈴江 由利子            | 所在地 徳島市佐古8番町4-22<br>電<br>話番号 088-652-3121<br>受付時間 9:00~18:30                       |
| 【市町村（保険者）の窓口】<br>徳島市役所 介護保険課<br>( )            | 所在地 徳島市幸町2-5<br>電話番号 088-621-5586<br>( )   |
| 【公的団体の窓口】<br>徳島県国民健康保険団体連合会<br><br>徳島県運営適正化委員会 | 所在地 徳島市川内町平石若松78-1<br>電話番号 088-665-7205<br><br>所在地 徳島市中昭和町1-2<br>電話番号 088-611-9988 |

17 重要事項説明の年月日

|                 |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|
| この重要事項説明書の説明年月日 | 年 | 月 | 日 |
|-----------------|---|---|---|

上記内容について、利用者に説明を行いました。

|     |       |                 |
|-----|-------|-----------------|
| 事業者 | 所在地   | 徳島県徳島市佐古8番町4-22 |
|     | 法人名   | 医療法人 成美会        |
|     | 代表者名  | 理事長 鈴江 仁志       |
|     | 事業所名  | 鈴江病院            |
|     | 説明者氏名 | 鈴江 仁志           |

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

|     |    |  |
|-----|----|--|
| 利用者 | 氏名 |  |
|-----|----|--|

|     |    |  |
|-----|----|--|
| 代理人 | 氏名 |  |
|-----|----|--|